

「ホワイト物流」推進運動 持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

団体名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
中日本段ボール工業組合	理事長	高橋 秀治	愛知県	製造業	http://www.nakadan.or.jp

当団体は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、業界として以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新:

(取組方針)

・会員企業の事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を業界の課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、会員企業の物流改善に向けた取り組みが進展するよう、業界として支援します。

(法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、会員企業と取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守するよう、業界として必要な啓蒙活動を行います。

(契約内容の明確化・遵守)

・会員企業に対して運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するよう業界として呼びかけるとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、業界としてその遵守に努めます。

※上記趣旨に賛同するとともに、業界として会員企業に推奨する取組項目

No.	分類番号	取組項目	取組内容
1	A	① 物流の改善提案と協力	・取引先や物流事業者から、荷待ち時間や運転者の手作業での荷卸しの削減、附帯作業の合理化等について要請があつた場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
2	A	② 予約受付システムの導入	・取引先へトラックの予約受付システムの活用を提案し、荷待ち時間を短縮します。
3	A	③ パレット等の活用	・パレット、カゴ台車、折りたたみコンテナ、通い箱等を活用し、荷役時間を削減します。 ・手降ろし作業はパレット荷役への変更を取引先に交渉し、トラック運転手の作業負荷を軽減します。
4	A	④ 発荷主からの入出荷情報等の事前提供	・発荷主として貨物を発送する場合に、物流事業者や着荷主の準備時間を確保するため、入出荷情報等を早めに提供します。
5	A	⑤ 幹線輸送部分と集荷配送部分の分離	・トラック運転者の拘束時間を短縮するため、物流事業者から幹線輸送部分と集荷配送部分の分離について相談があつた場合は、真摯に協議に応じます。
6	A	⑥ 集荷先や配送先の集約	・トラック運転者の拘束時間を短縮するため、物流事業者から集荷先や配送先の集約について相談があつた場合は、真摯に協議に応じます。
7	A	⑦ 運転以外の作業部分の分離	・物流事業者から運転業務と運転以外の附帯作業の分離について相談があつた場合は、真摯に協議に応じます。
8	A	⑧ 出荷に合わせた生産・荷造り等	・出荷時の順序や荷姿を想定した生産・荷造り等を行い、荷待ち時間を短縮します。
9	A	⑨ 荷主側の施設面の改善	・倉庫等の物流施設の集約・増設・レイアウト変更等を行い、荷待ち時間や荷役時間を短縮します。
10	A	⑩ リードタイムの延長	・トラック運転者が適切に休憩を取りつつ運行することが可能となるように、発荷主としての出荷予定期刻を厳守します。 ・取引先と協力として幅を持たせた到着時刻を認めるなどにより十分なリードタイムを確保します。
11	A	⑪ 高速道路の利用	・物流事業者から、高速道路の利用と料金の負担について相談があつた場合は、真摯に協議に応じます。
12	A	⑫ 混雑時を避けた配達	・道路が渋滞する時間や着荷主側の混雑時間を避けるため、出荷時間や納品時間を分散させます。
13	A	⑬ 発注量の平準化	・荷待ち時間を短縮するとともに、運行効率を向上させるため、曜日波動や月波動などの繁閑差を平準化します。
14	A	⑭ 船舶や鉄道へのモーダルシフト	・長距離輸送について、トラックからフェリー、RORO船や鉄道の利用への転換を行います。この際に、運送内容や費用負担についても必要な見直しを行います。
15	A	⑮ 納品日の集約	・取引先から隔日配送化、定曜日配送化等の納品日の集約に関する提案があつた場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
16	A	⑯ 検品水準の適正化	・取引先から検品方法(例.検品レス化、サンプル検品化、事後検品化等)や返品条件(例.「輸送用の外装段ボールに汚れ、擦り傷があつても、販売する商品に影響がなければ返品しない」)等の検品水準の適正化に関する提案があつた場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
17	A	⑰ 物流システムや資機材の標準化	・取引先や物流事業者から、データ・システムの仕様やパレットの規格等の標準化について要請があつた場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
18	B	① 運送契約の書面化の推進	・運送契約の書面化を推進します。
19	B	② 運賃と料金の別建て契約	・運送契約を締結する場合には、運送の対価(運賃)と運送以外の役務等の対価(料金)を別建てで契約することを原則とします。
20	D	① 荷役作業時の安全対策	・荷役作業を行う場合には、労働災害の発生を防止するため、安全な作業手順の明示、安全通路の確保、足場の設置等の対策を講じるとともに、事故が発生した場合の損害賠償責任の明確化を図ります。
21	D	② 異常気象時等の運行の中止・中断等	・台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運送依頼を行いません。また、運転者の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と物流事業者が判断した場合は、その判断を尊重します。

自由記述欄	<p>段ボール製品の配送においては、手荷役の多さや長時間の拘束などの厳しい労働環境のため、とりわけドライバー不足が深刻化し危機的な状況に陥っています。</p> <p>当組合では、2018年9月にTFP委員会を発足し、全要素生産性(TFP)の向上を通じた労働時間の削減等「働き方改革」に取り組んで来ましたが、今後も継続して、発荷主および着荷主の両方の立場から取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで物流の改善を強力に推進します。</p>
-------	--